

平成14年 臨時第1回

新得町議会会議録

開 会 平成14年 1 月22日

閉 会 平成14年 1 月22日

新 得 町 議 会

第 1 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 4 . 1 . 2 2)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告	3
町長行政報告	3
日 程 第 1 議案第 1 号 平成 1 3 年度新得町一般会計補正予算	4
閉会の宣告	7

平成14年第1回新得町議会臨時会

平成14年1月22日(火曜日)午後3時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		町長行政報告
3	議案第1号	平成13年度新得町一般会計補正予算

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

町長行政報告

議案第1号 平成13年度新得町一般会計補正予算

出席議員(17人)

2番	藤井友幸	議員	3番	吉川幸一	議員
4番	千葉正博	議員	5番	宗像一	議員
6番	松本諫男	議員	7番	菊地康雄	議員
8番	斎藤芳幸	議員	9番	廣山麗子	議員
10番	金澤学	議員	11番	石本洋	議員
12番	古川盛	議員	13番	松尾為男	議員
14番	渡邊雅文	議員	15番	黒澤誠	議員
16番	高橋欽造	議員	17番	武田武孝	議員
18番	湯浅亮	議員			

欠席議員

1番 川見久雄 議員

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町				長	齊	藤	敏	雄
監	査	委		員	吉	岡		正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助				役	鈴	木	政	輝
総	務			長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長	尾		正
住	民	生	活	課	長	高	橋	昭
商	工	観	光	課	長	西	浦	茂
庶	務			長	鈴	木	貞	行
財	政			長	佐	藤	博	行

職務のため出席した議会事務局職員

事	務			長	佐	々	木	裕	二
書				記	田		中	光	雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は、1番、川見久雄議員1名であります。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成14年臨時第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 15時02分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、15番、黒澤誠議員、16番、高橋欽造議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますのでご了承願います。

町長行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 12月11日、定例第4回町議会以後の行政報告を行います。

12月17日には、十勝支庁の坂井農業振興部長が来庁されました。これは、猿払村で発生いたしましたBSE牛と同群で飼養しておりました疑似患畜の飼養研究をする旨の説明がなされております。臨床経過観察をこの疑似患畜15頭を新得の畜産試験場に移動いたしまして、隔離をして追跡調査をするとのことでありまして、12月21日には、この疑似患畜が畜産試験場のほうに着いておりまして、以来試験研究が開始されております。

12月19日には、屈足のハスカップ生産農家でありまして、上原巖氏が来庁されまして、屈足で生産されたハスカップを原料といたしました「ハスカップワイン」を、限定

1,200本の販売をしたいという紹介を兼ねて、来庁されております。

次ページにまいりまして、12月21日には、新得山スキー場の安全祈願祭を実施いたしましたして、明けて、1月10日にオープンいたしております。

また、12月25日には、株式会社新得紳装の湯浅社長が来庁されました。ご承知のように新得紳装清算に向けて作業を進めているわけではありますが、工場用地、2,478.39平方メートルでありますけれども、この間、民間7社ほどに取得の意向を打診されたようでもありますけれども、最終的に取得の見通しが立たないということで、町のほうに正式に取得の依頼がなされております。以来、私どものほうで公共用地として、更地として取得すべく検討いたしております。この件につきましては、あらためて議会のほうとご相談させていただきたいと考えております。

3ページにまいりまして、12月26日には、西十勝森林組合の組合長の交代がございました。櫻井文雄氏が代表理事として、当面、組合長職務代理者として、その職務を行うことになったということで、就任のごあいさつにいられております。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

日程第3 議案第1号 平成13年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第1号、平成13年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第1号、平成13年度新得町一般会計補正予算、第7号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ856万1千円を追加し、予算の総額を80億292万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

3款、民生費では、西十勝森林組合の加工部門の廃止並びに新得紳装の解散等によって、離職者の増加に伴い、厚生年金から国民年金への加入者が約50名ほど増える見込みのため、国民年金印紙購入費の予算を増額しております。

7款、商工費では、昨年11月18日に発生いたしました、国民宿舎東大雪荘の送迎用マイクロバス接触事故に伴い、破損した車両の修繕及び事故処理に要した費用の予算を補正し、一部執行残整理を行っております。

4ページ戻りまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

16款、繰入金では、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額しているほか、18款、諸収入では、歳出の補正予算の財源として、それぞれ補正をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 修繕料、大雪荘のマイクロバスということでございますけれども、これは、どのような感じで、どういう事故だったのか。なぜ、これだけの金額を払わなけ

ればいけないのか、ご説明をいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 ただいまご質問ありました件について回答いたします。

11月18日の3時25分ごろですけれども、大雪荘のお客様を帯広から迎えまして、トムラウシに向かっている途中でございますけれども、旧トムラウシの小中学校付近におきまして、前方にRV車が徐行しながら走っておりまして、それがブレーキをかけたので、追い越そうといたしましたけれども、その時に、ウインカーを出さずに急に右折をしたために、追い越しをかけていったものですから、衝突して、避けきれなくて、双方とも両側の側溝に転落して、大破いたしております。

帯広のほうからお客さんを乗せてきて、そういう事態になったわけですが、修理の大きさなんです、大きく壊れたのは、前部のフロントガラスですね、それが全部割れてしまいましたのと、一部フレームが狂っているということで。それと、サイドの乗り降りのドアなんですけれども、それも破損いたしまして、取り替えということでこの金額になっております。

(「事故は、何対何だったの」の声あり)

今のところ、正式な示談は成立しておりませんが、4対6というふうにいわれております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 この事故、相手と、双方動いている事故ですから、しゃべりにもあるんですけれども、こういう事故は、バスが2悪い場合と、それから、8割いい場合。双方の言い分によって違いますけれども、五分五分かなと。治まるところは五分五分かなって思ってます。

いま、6、4と。どっちが6で、どっちが4だか分かりませんが、うちのバスがですね、なんぼ壊れてこれだけの金を出すのかなと。1千万円くらい壊れたっていうふうになるのかなと思うんですね。

ですから、この金の出し方は、私はちょっとおかしいと思って質問させていただいているんですけれども、6対4も正式でなければ、なんでこのお金が、どこからお金が入ってきて、どこから修理をするのかっていうのも、出した経緯も。保険に入っているわけですから、お金が解決して、保険会社から町にお金が入って、それを支払って不足分を払うなら分かるんですけれども、そういうのもないみたいだし、そこら辺、一部始終説明していただければと思っております。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。保険の関係でございますが、町は、町村会の保険に加入いたしております、町村会より事故処理を委託されておりますドライバー協会と、相手方の保険会社で現在話し中でありまして。

さきほど西浦課長が、6対4というお話しをしたわけですが、町の過失が4割で、相手が6割という意味で言ったのですが、それはドライバー協会の主張でありまして、相手方の保険会社のほうは、5対5ということで主張しております。現在、話し合いが続いている段階であります。

今回の補正予算ですが、修理代600万円を需用費で計上いたしておりますが、特定財源として自動車等損害保険金600万円ということで計上いたしております。この保険金600万円というのは、その過失割合によりまして、町の町村会から入ってくるお

金と、それから相手方の保険会社から入ってくるお金を合わせて600万円で修理をしたいということで、バスの修理代については600万円くらいで修理できるので、これだけ計上いたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 私は、こちらの主張が4で、相手方が6だってこちら側の主張で、向こう側は五分五分だと。これは、すったもんだしていたら五分五分に落ち着くかなっていうところで、4対6でも構わないことなんですけれども、まるまる行政だから、特定財源でぽんと金を入れちゃって、後からなんぼくるんだっていうのを分からないうちに、こういうお金の処理をしていいのかなって、私は思うんですね。

バスは毎日運行しているから、直さなければいけないけれども、どういうふうになってもですね、こちらはもう役場の金あるから払っちゃうんだというのは、個人ではどうしてもつかないことなんです。

だから、きちんと話し合いが決まって金をもらうというのなら、もらうものはもらう、車両保険入っていないから、出すものは出すということならいいけれども、これだったらあまりにも無責任すぎるのかな、検査もあるし、金の出し方も、今後一切こういうのはないようにしていただきたいと思うし、出した経緯とか、今後のこともひとつ話してもらいたいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今回の金額のことについてお答えしたいと思います。

確かに話し合いが正式についておりませんので、こういう出し方もあれかなと思うんですけれども、いずれにしましても、現地のほうではバスの必要性が迫られておりますので、こういうかたちで提案させていただいたわけでございます。

町のバスにつきましては、車両保険が600万円入っているわけですが、評価として、向こうの持ち分が6割になるか、5割になるかということはありませんけれども、600万円の範囲で、私どもが入っている保険会社から、向こうから出る差額の分が出まして、車両保険としては600万円の枠内は、どちらかの持ち分は動くことがあるかも知れませんが、600万円の枠の中では、修理費としては出るようになってございます。

◎湯浅亮議長 吉川議員の質問がまだあれば、認めたいと思います。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 これは、車両保険が600万円入っているから600万円出すといたら、実際に600万円かかっていないことになる。実際にバスの修理代というのは、なんぼかかったのか。

それから、行政がバスの修理代の修理工場にどのようにタッチしたのか。そういう金の出し方はだめなんだ。そこら辺、一つも答えてくれない。

それは課長ね、車両保険600万円入っているから600万円全部使うんだといたら、バスは全損になっちゃう。フロントガラスが割れたくらいでは20万円ちょっとなんです。前のバンパーから、前がちょっと狂っているっていったって、これだけの金額にはならないはずなんです。みんな保険会社に任せるのはいいけれども、修理に関しては行政でいかにタッチして、いかに正確な金額をつかまえたかということだと私は思うんです。ご答弁願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたします。見積もりにつきましては、自動車の修理工

場へ入れまして、修理工場で見積もりをしていただいて、その後保険会社のほうで査定をしていただいております。

今の修理金額についてですけれども、この車両保険の範囲内に含まれるのは、レッカー代とか、そういうものも含まれるし、実際、修理の段階では、今のところ600万円近い修理代ということになっておりますけれども、この後実際に修理するということになれば、増減というんですか、実際に外してみれば直さなくていいところ、また、逆に大きく直さなければならぬところも出てくると思うんです。現在、そういうことで、自動車会社で見積もりをしていただいて、それに保険会社のほうで査定をしていただいたということで、私たちも中のほうは見せていただいているわけなんですけど、大きく壊れた部分で、さきほどのフロントガラスではそのような大きな額にはならないのではないかとということで、ちょっと概略を申し上げますけれども、フロントバンパー関係の部品関係で、工賃を入れないでいきますと、部品だけでも30万円。それから、フロントのガラス等の部品で50万円。それに、スイングドアっていうんですか、出入り口のドアだとか、そういうものの修理の部品等で、36万円。それから、それらの取り付け入れますと66万円ぐらいということで、部品と合わせてその倍ぐらいの修理代になっております。

私たちも中は見せていただいているんですけども、なかなか私たちでは細かいところまでは、なかなかチェックできないということもありまして、保険会社のほうにお願いしてやっていただいているところです。

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。

(宣告 15時24分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時39分)

◎湯浅亮議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成14年臨時第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 15時40分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員